

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第5号

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市一般職の職員の給与等に関する条例（平成17年鴨川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第5の2ウ医療職給料表（一）級別基準職務表2級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

副院長の職務

別表第5の2ウ医療職給料表（一）級別基準職務表3級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

病院長及び医療参事の職務

別表第5の2エ医療職給料表（二）級別基準職務表3級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

主任管理栄養士又は主任技師の職務

別表第5の2エ医療職給料表（二）級別基準職務表4級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

高度の技術、知識又は経験を必要とする主任管理栄養士又は主任技師の職務

別表第5の2エ医療職給料表（二）級別基準職務表5級の項基準となる職務の欄中「又は係長」を「、係長又は科長」に改め、「高度の技術、知識又は経験を必要とする」を削り、別表第5の2オ医療職給料表（三）級別基準職務表3級の項基準となる職務の欄中「主任看護師」の次に「、副科長」を加え、「3 特に高度の技術、知識又は経験を必要とする准看護師の職務」を削り、同表4級の項基準となる職務の欄中「看護師長」を「科長」に改め、同表5級の項基準となる職務の欄中「保健師長」の次に「、看護師長、局長」を加え、「看護師長又は」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。